事(1)に依つても其邊の事情が窺はれるのである。に 取計らはせよと 宣はせられたと 云はれて ゐる 係するのは宜しくない、因州と會藩(京都守護職)と 就ては此の因州等七藩の御親征に就ての直奏が與 せよと仰せ下された宸翰に、宮も薩藩も此事に關 つて力あつたことゝ思ふ。中川宮に今夜斷然處置

> 池田家文書第一、文久三、八、十七、 日記文久三年八月廿四日條、3457 鳥取池田家文書第一 島取池田家文書第一、近衞家書類第一、2 伊遠宗城在京日記、文久三年十一月四日條、8 <u>-</u>0 (四五〇) 池田慶徳より一橋中 安達清風 鳥取

城在京日記文久三年十一月二日條

納言宛書狀、910112

鳥取池田家文書第一、18

伊達宗

胜 1

6

鎌倉時代に於ける吏僚生活の一 面

櫻

井

秀

て、今はたいその一部を窺はんと欲す。 のすべてを説かんには、多くの紙面を要するを以 種々の興味ある事實を見出し得べし。然れごもそ 鎌倉時代に於ける京洛の吏僚生活を考ふるとき

むべしの左に二三の實例をあぐれば、 秘抄の卷下に、左右近衞府の定員過剰なることを を檢し、前代と對照するに著しき人員の增加を認 當代の公卿及その下僚について少しく定員 上の規定なると、實際上の慣例なるとを問はず一 先づ官職 一法制

宣為定數、近來超過此員數畢以後左中將四人小將四人右中將四人小將四人右中將四人小將四人並十六人以後左中將四人小將四人小將四人亦下,以後左中將四人小將四人右中將一人少將二人、中古以降中少將各二人、

過し、近殿上小舎人も定員倍加せりの た舊制定員の三倍に及びたりしなり。② その結果について窺ふときは、甚しく悲觀すべき く各種職員の増加せし原因は姑らく論せず、 の制六十人に限りしものながら一變して百人を超 人に及びしことありと傳へらるoco 内舍人も久安 く側近の侍臣を見るに、侍從は八人を定制とせし ざりしこといふまでもなく、近衞將監の如き、 ものなれざ、外安四年十人となり、鎌倉以降は二十 りしを知らる。此種の傾向は敢て高級武官に限ら 平安季世の變態的官制時代に比して更に多敷な 更に少し かくの たい ţ 如

記安貞元年七月二十二日の條に、は、殆んざ否定すべからざる事實なりとす。明月東の素質惡化し、公務眞摯を缺く者多かりしことに伴へる程度の貢獻を見るべくもあらず。當時官

者素質の低 下を來し 執務 狀態に は必しも、増加

べし。本書また傳へていはくかくの如き歎聲を洩す者ありしも宜なりといふかくの如き歎聲を洩す者ありしも宜なりといふれたこそ覺倹へ

これ等の失態は、職人輩に限られし事實と認む「明後日五日改元定、職事皆虛病」(

の人物もありしこと疑なく、三長記建永元年四月の傾向を示せり。《此種の風潮を嫌悪せし志士型世常の執務に於ても甚しく公正を缺き私欲に耽る彼等は病と稱して公事を忌避するのみに留らず。後等は病と稱して公事を忌避するのみに留らず。ではいる。

第三號 一〇三 (四五一)

第十二卷 雑 纂 鎌倉時代に於ける更係生活の一面

ものなりしを知るべし。徒なる定員の增加は任用

十八日條に、

成弘語曰、近日禁中如糞土……狼藉不能左右

中上下以口可如鼻、人口有恐能能可被用心。のと。 地に立てりしならむ。賢者は教へていはく「近日殿 跳躍する人々より忌避せられ、威壓を受くるの危 とあり。想ふに此種の慨世家は時運に迎合して

至言なりといひつべし。

(1)十人…… 建久四五年以後還為八人なごいへるにて明なり。 四五年以後還爲六人云々」さいひ、中納言條に「承安元年增 官職秘抄卷上、大納言條に「壽永二年增テ八人……建久。 平氏一門の飛躍時代に比して 減員せられしさいふに過ぎず 大納言は 令制四人さし、逐次增加し、仁安元年六人に至り 顯官高位の中には 稀に異例を認め得らる。然れごもそは

(2)舊例一府四人也、近代及十餘人、又爲凡卑輩」 さいへり。 八人な算し、嘉應二年九人 承安元年十人さなる(秘抄巻照) 更に七人さなりしこさ 本書にみゆ。中納言は長和年中旣に 官職祕抄卷下、將監條に「良家子任之、無官者不任之 ……

因ならむ。

(3) (4)同書による。「往代以大臣子息任之、延喜以降 此儀絕罪 説抄卷下に「近代及廿人」さいへり。

第三號 (四五二)

……諸家侍任之、殆及凡卑」さみゆo

(5) 禁脳御抄卷上、小舍人條。

明月記覧喜元年三月三日條。

(6)

- 同書寬喜二年八月十五日條。
- (8) (7)同書寬喜元年十二月十七日條に「末代職事、食慾倫頗之
- (9) 外不知事で喝破せりの 玉葉建久三年正月三十日條にみゆ。

しなり。武官にして行幸供奉の途上降雹に遇ひ失。 如き狀態に至らしめたる事情は頗る多かるべしと 態を極めし者さへありき。彼等をしてみなかくの 下すべての更僚生活者は著しき頽廢的傾向を有せ いへごも、主要なるものをあぐれば恐らく次の二 上文にいふところの如く、當代に於ける公卿以

り、人物才能の如何にかゝはらず、ご當初より略 りしこさ、卽ち、權門勢家「狂女」等と聯絡なき限 その一は吏僚生活に於ける前途の殆ざ宿命的な

その到達地點を豫知し得たりしなり。從つて多く の人々は、その到達し得べき最高地位の實價と日

常奉公の勢務さを比例せしめんことに苦心するの みにして、更僚たる使命に殉せんとする者乏しか りしも恠しむに足らずといふべし。

經濟的基礎確實ならざるものは、 その二も前項と密接の關係を有す。卽ち家門の 種々の事情によ

ともすべからざりしことこれなりoc 故に富を得 んがため或は權門奉仕の財源を來めんがためには つて權門勢家等に接近し得る地位にあつても奈何

手段を選ばざる徒輩の續出せしこと容易に想像し

得らる。右の如き二因は相俟つて更僚間に於ける

心者の性質その所屬階級等の評論は他の機會を待 執務中心階級の變化を來せしものゝ如し。執務中

第一因について説くところあらむ。 疑なかるべきを信ず。以下少しく更僚生活頽廢の つべしといへごも、 此種の傾向ありしことのみは

雑

Æ

鎌倉時代に於ける東僚生活の一面

等の手に活殺されしもの少なからず。藤原定家は 左右すること多く、從て東僚生活者の運命も、彼 當時後宮女流―后妃にあらず―の活躍は政務を

元外二年正月の除目を評して、

除目之面不足言(偏在狂女之心歟後代如何)(3)

力はを受くるの要ありしこと言を俟たず。 高位にある者といへごも、 かくの如き世態ならんには、彼も時に女流の助 權女の手に運命を玩は 相國 0

更に少しく他の宇面を見む。貴族階級に於て一

れのしこと珍らしからざるなり。

平安中世以降みな然りさいふを得べし。 般に女性文化に迎合せんごする如き傾向ありしは 期に入りて特に甚しきを加へたりしかと考へらる されざ當

ありがたきものぞこて龜山院の御時、しれたる女房こ 女のいひかけたる返事こりあへずよきほごにする男は わかき男達のまいらる、ここに、時鳥や、 きゝた

ゝ點なきにあらず。徒然草の著者はいはく、

一〇五 (四五三)

第三號 - 一〇六

まへる

三問

・・・・・なにかしの

大納言

三かや

数ならぬ

身

(四五四)

「宋代之人才學無益也」
でいへり。

無。涯分任官」こさみゆ。

(2)

同書建暦二年六月三十日條に

近代非, 贿赂厚綠, 之人者

(4)(3) **谿祿元年十二月廿二日條に 今夜密々巻内、宣旨局殊廻祕** 元久二年正月三十日條

(5) シナイテ……大相國 照貨ノ七條院邊ニ申ヨリテ候ケルニ 愚管抄卷六、土御門院條に卿二位のこさを傳へて、「夫ゥ

計之由有丁寧之詞云々さみゆ。

子の輕侮を受くることなきやう」との打算を先と

此種の傾向ありしため、少年等の教養にも「女

て聞て候ひしやらむこおほせられたりけるを、是は難 はえき、候はすご答られけり、堀川内大臣殿は岩倉に

なしかずならぬ身むつかしなこ定めあはれけり。

せし由傳へらる。同書に次の一節みゆ。

凡てをのこをは女にわらはれぬやうにおほしたつべし

まいらせさせ給ける故に御詞なごのよきこぞ人の仰せ こぞ、淨土寺前關白殿はおさなくて安喜門院のよく教

るもいこはつかしく心つかひせらるゝここそおほせら られけるミかや山階左大臣殷はあやしの下司女の見奉

> 申ナドシテ、又夫ニシテ、ヤガテ 院ノ御ウシロミセサセ候 ケル」さいへり。「御ウシロミサセテ」の句あるな見るさき

無限の興味な感ぜざるな得ず。

象は夙に平安季世に存し、余の別著でにも説くと らしめし者の一ならむ。いふまでもなく此種の現 少年官吏の活躍もまた吏僚生活の色彩を特異な

少年官吏存在の背景を窺はんとす。

鎌倉以降に至ても「七歳」は兒童の發育期を區分

ころありき。以下當時に於ける兒童の生活を考へ、

らざるを知るべし。

特色が、前代文化に比し甚しく背馳せしものにあ

本文によりて鎌倉時代に於ける宮廷文化の傾向

れけれら

 $\{1\}$ 明月記元久元年四月十三日條に 除目の営を得ざるを説き

註

すべき重要なる年齡とせられしこと疑あらず。い

ふまでもなく此種の風潮は更に後世まで存績した

個人的差異はありしこと明ながら、當時公

家階級の兒童は可憐溫厚なる者多かりし如く、 原隆信集卷上哀傷に、 膝

このはなは去年も母のほこけにまいらせん、おりてこ りてゆくを、ないわさにかこみるほごに、はしりきて わらはにて七歳に侍しか、美しくさきたる枝ごもをお くにつねよりもにほひここにさきける……たかのり こおほせられしかは、おりて侍、ほこけにまいらせは つきのこしのはる、みなみおもてのむめのはなあやに

はかなくて散にし梅のこのも言に やこいふ…… 普をのこす色そかなしき

と見ゆ。亡母を追憶する兒童の心と、隆信の哀

的活躍を敢てする者少なからず。承久二年四月東 愁と孰れも深く上の一節に溢るゝを覺ゆ。 かくの如くにして十歳以降に及べば、旣に社會 鎌倉時代に於ける吏僚生活の一面

雜 豲

> 仙洞御連句の執筆者も十三歳の少年なりきot を驚歎せしめしこと玉蘂にみゆる弘安十一年六月 宮御魚味の式ありしてき、右中將高實の進退諸人 ^ る事實は女子の方面にも存せしこと言をまたず

當時詠進者の中には、為家、為氏、知家入道蓮性、 女房帥(十三歳) もまたその榮に浴せしをいへりい 行能入道寂能、光俊、をはじめ俊成卿女の如き巨匠

ありしを想へば、それに加へられし少女の歌才察

歌選進を諸臣に命ぜられしてき、「鷹司院長子の 葉黄記の傳ふるところによれば、寶治二年百首和

さまぐ~の原因を介して悲哀威傷の境地ありしこ 彼等の感情生活も成年者に近似せし點多かるべく 年少者にしてあり得たりしこと疑を納れず。 從て すべきならむ。要するに才藝知能の發達上の如き

年射手の失敗を恥ちて遁世せし事實を傳ふoで とまた推せらる。 明月記承元二年五月九日條に少

一〇七 (四五五) れ等もその證となすべく、一步を進めて、悲觀自

殺を企つるが如き例もありしこと知らる。即ち、 弘安三年同七年に祇園感神院の林中にて自殺せし

少年ありしことは勘仲記の傳ふるところなり。の

れに伴へりし人々の間には、特殊なる誘惑或は運 かくの如く、哀愁の心境を解し、藝能學才またそ

傳奇ありしことも否定し難かるべし。續門葉集卷 命の支配によつて、稀ならざる程度に愛情關係の

弘安九年さくらゑのわらはまひに杉王、青海波まひは へりける次の日南都の衆の中よりこてよみておくり侍

よみ人しらず

底深くおもふ心そまさりける

その青海の波をみしより

青海の浪ごきえてもたのまれず

報恩院杉王丸

かゝらぬ浦もあらじこ思へば

とあり。彼等の女性的感情とその生活に誘惑多

方にのみなりゆく運命を歎きし者も少なしとせず 抗的闘争の中心人物なりし例も往々みえ、 かりしこと察せらる。此種の少年等が種々なる對 思はぬ

第三號

_ 〇八

續門葉集に

歌よみて慰め侍りけるに湖上曙雪こいへる事をよめる 上醍醐に侍りけるか思ひのほかに三井寺へまかりにけ るを、淺からず歎きて醍醐へ歸り侍りしに寺の僧こも

遮那院松岩丸

なみにあミなき曙の空(8)

唐さきや松の葉白くふる雪の

の犠牲として見らるべきものと信ず。

とあり。「松若丸」の去就は、恐らく所謂「兒爭」

綜合日本史大系、平安朝李世、五七九—八三頁

- (1)
- これについては別に說くべし。
- 玉菜承久二年四月十六日條に「右中將高質……召諸卿(生
- 年十一歳、作法優美如成人、尤可感云々」さみゆ。 **勘仲記弘安十年六月廿三日條、後聞仙洞御連句、頭辨 俊**

(4)

一腰、希代之珍事也さいへり定期臣、子息兵衞佐定資(生年十三歳)勤執筆…… 被下御劔

『『日本は女子・よりゆくゴロ草『日本、トトニンをしょうゆ所進人々………女房俊成卿 女安嘉門院高倉、〈親儀法印女〉の「同書資治二年正月十八日條に 院百首和歌被御覽合也……

- 句みゆ。 については本書十二日條に「林中小童結頸自害事所奏也」の() 弘安三年のそれは 明ならざれど、七年七月四日の自殺者
- (8) 續門葉集卷六冬

Л

少年の實務に堪え得らるゝ者ありしこと、及家庭し」で、に歸すべきを説きぬ。さりながら、他にもを以てしても、その任に堪へしむる場合の多かり實務忌避を補充する為めと、政務の形骸化が少年飲の服飾變化とその社會的背景に於て、成年者の代の服飾變化とその社會的背景に於て、「成年者の

活難の一端を述べて本編を丁らんとす。りと信ずるを以て、廟堂生活者の上下に涉れる生べし。少年有能者の存在は前文ほぃそれを證したありしこと等の補助的條件等をも考ふるの要ある

弱齢の子弟等にも、

適當なる位置にあらしむる要

近衞末武來、歎無衣裳無衞由、實不便事歟………にして、明月記寬喜元年七月二日條に當時官吏―特に下級官人―の窮迫は著しき事實

に至りしのみならず、他にも多くの新風習を形成式を動搖せしめ現金(通貨)附與の俗を生せしむる式を動搖せしめ現金(通貨)附與の俗を生せしむる式を動搖せしめ現金(通貨)附與の俗を生せしむるれ種の實狀は種々の職務演技等に對する「祿」の形なごいへるも怪しむに足らず。生活上に於ける

Þ

無量壽院修正也……大導師近年不引御布施給代物云

といひ、二月九日條にも春日唯識會準備のことを

生活に於ける經濟的恐怖の著しかりし結果として

雞狐

鎌倉時代に於ける吏僚生活の一面

三號 一〇九 (四五七)

般庶民の中に職業的犯人の續出せしも怪し

記して、

壇敷淨衣、納殿沙汰、近年以代物送之。

等の贈答にも通貨を使用する者ありしに似たり。種の慣習を認めしものならむ。更に甚しきは知己に伴つて流通行使するに便するがため上下みな此銭貨を以てせし適例なるべし。想ふに日常の所要鉄貨を以てせし適例なるべし

(蜜治二年十月三日條) 事太不甘心………差使者返與了,棟清頗恐思之由返答,、、、甘心………差使者返與了,棟清頗恐思之由返答八幡棟清法印稱宇治御幸供奉……用途錢廿貫有相訪 葉黄記の著者は傳へている。

し。貴族階級の間にさへ、此種の傾向を見るのと等みな要するに窮迫の生める悲劇に他ならざるべ卿相の侍臣にして盗犯を常習とする者あり(3)これ想像せらるれざ、然らざる者もまた存すべきなり本文の如き或は不純の性質を帯びたりしかとも

知らる明月記覧喜元年七月十四日條に、

むに足らず。定家は傳へていはく

÷

仍於其身者只可被追放由,予先日所申請也

頗ぶ 實例をあげんに、 それに反し衆庶の羨望するところなりしが如し。 の官職を帶する者をいふ――にある人々のみは、 みな生活の不安に苦しむさき特定の地位 廢者流の暗黑裏に活躍し、 憂へずして、 の稱ありて、 しことは留意を値するならむ。右の如き思想的頽 犯罪的收獲を以て享樂の資とし、 る近代的色彩を有する徒輩の夙に當時に存 當時溫職とせられしもの三ありしを 生活の保證を得たりと考ふ。 諸大夫階級に見れば「三諸大夫」 **真摯なる東僚の多くは** 禁獄せらるを 此種 或種 t 0

ふところの「三諸大夫」の如何なる官職三種を意味なざいへるも、その證とするに足らむ。されざい

の大少丞をいへるかとも考へらるれど、今は斷言するかは明白にしがたし。或は中務式部民部三省

を避くべし。職原抄卷上式部省條に、

大丞二人(相當正六位下……)

少丞二人(相當從六位下……)

當省丞並民部丞謂之二省丞必可給衙者所任之也、但

中之宿老重代輩任之, 式部者可然之諸大夫(云良家子是也)任之、民部者侍

本文の如くならんには、式、民雨省の丞なる者

ついても、官職秘抄卷上、八省丞條に、は優秀なる地位なりしを察すべし。また中務丞に

なざ傳へらる。假に上の三種を所謂「三諸大夫」中務(良家子任之、如諸家侍不任之、近代此儀陵夷、これでも「管順ル北発」「ノ名刃修じ

間に有力中流階級の汎稱化して考へられしことなの多かりしは疑を容れず。またその名稱が衆庶の

なりとせんに、それ等の官職を希求する武人土豪

註

ざもあり得べきなり。

史林第九卷三號所收

明月記嘉祿二年六月廿三日條

。 同書天福元年五月廿九日條、